２０２６年４月１６日

予備　令５－２５

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№39］）

【事例】

甲は，強盗致傷の被疑事実で勾留され，国選弁護人としてＡが選任された。甲は，被疑事実と同一の事実により，Ｈ地方裁判所に起訴された。

本件強盗致傷事件は，公判前整理手続に付されたところ，第１回の公判前整理手続期日に先立ち，検察官は証明予定事実記載書を提出し，また，証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求し，それらを①起訴後においても国選弁護人であるＡに開示した。その中には，本件強盗致傷事件の犯人の容ぼうが甲によく似ていると供述する目撃者乙の検察官に対する供述調書が含まれていた。②その後，第１回の公判前整理手続期日が指定され，同期日に甲が出頭した。

第１回の公判前整理手続期日の後，Ａは，検察官に対し，③刑事訴訟法第３１６条の１５に基づき，乙の供述調書の証明力を判断するために重要な証拠として，乙の他の供述録取書等の開示を要求し，同条の要件を満たす乙の供述録取書等は全てＡに開示された。

Ａは，その後，裁判所及び検察官に対し，甲は本件強盗致傷事件の発生した日時に，事件現場から遠く離れたＩ市にいたのであって，本件強盗致傷事件に関与していない旨のアリバイ主張を記載した予定主張記載書面を提出するとともに，本件犯行日時にＩ市において甲と一緒にいたという甲の友人である丙の証人尋問を請求した。④裁判所はこれに対し，検察官の意見を聞いた上で，丙の証人尋問を決定した。

その後，公判前整理手続が終了して公判期日が開かれ，公判期日において丙の証人尋問が行われた。⑤丙は，その証人尋問において，本件犯行日時にＩ市において丙のスマートフォンで撮影した写真に偶然，甲が写っているものがある旨の証言をした。なお，Ａ及び甲は，同証人尋問前に丙から同写真の存在を知らされておらず，公判前整理手続において，同写真の証拠調べ請求はされていない。

【記述】

ア．下線部①で起訴後もＡが国選弁護人の地位にあるためには，改めて第一審の国選弁護人として選任される必要がある。

イ．甲に対しては，第１回公判期日の冒頭手続において黙秘権の告知が行われるが，下線部②の甲が出頭した最初の公判前整理手続期日においても，裁判長は甲に対し，黙秘権の告知をしなければならない。

ウ．弁護人は，検察官が取調べを請求した乙の供述調書について，公判前整理手続中に刑事訴訟法第３２６条の同意をするかどうか，又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならないが，その時期は，下線部③の開示がされた後でよく，それよりも前に意見を明らかにする必要はない。

エ．下線部④の丙の証人尋問のほかにもアリバイ主張に関連してＡが証拠調べを請求した証拠があったとしても，裁判所はそれらについて証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をしないまま公判前整理手続を終え，丙の証人尋問を実施した後，それらの証拠の取調べをするか否かを決定してもよい。

オ．下線部⑤の写真について，公判前整理手続の中で証拠調べ請求がされることなく同手続が終了した以上，Ａが丙の証人尋問終了後にその証拠調べを請求する余地はない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

弁護人は，第一審に際して，改めて選任される必要はないか。しかし，被告人は，捜査と公判とで，同じ弁護人を選任する可能性があり，再任手続が迂遠となるおそれがある。また，公訴提起前の弁護人が留任すれば，防御計画を公判でスムーズに実行でき，弁護人選

任権（憲法３４条前段）の趣旨にかなう。したがって，改めて選任する必要はない（審級弁護制度の原則）。

被疑者と被告人の段階，一連の手続で動けた方が，防御が充実すると思われる。

肢イ　○

裁判長は，公判の冒頭手続（２９１条４項）だけでなく，公判前整理手続期日でも，出頭した被告人に対し，最初に黙秘権の告知をしなければならない。黙秘権は，被告人の防御権を行使できるよう，刑事手続全般に及ぼすべきである。

証拠調べ請求→相手方の意見→証拠調べ決定の手続を行う。

肢ウ　○
後でもよい。実際，確認しないとわからない場合もある。

証拠調べ請求→相手方の意見→証拠調べ決定　の大きな流れがイメージできていればよい。

肢エ　○
　採否留保もできる。証拠の調べの採否，公判審理の状況をみないと判断できない場合もある。

肢オ　×
　やむを得ない場合は，証拠調べを請求できる。自由にできると公判前整理手続が無駄になる。一方で，全くできないとするのも事案の真相に照らして問題と考えられる。

予備　令５－２６

裁判の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№40］）

ア．被告人Ａが甲を殺害した旨の訴因について有罪判決が確定した後，検察官は，ＢがＡと共謀の上で甲を殺害した旨の事実でＢを起訴することができる。

イ．有罪の確定判決について，再審開始の決定が確定したとしても，再審の判決が確定するまでは，再審の請求の対象となった確定判決は，その効力を失わない。

ウ．殺人被告事件で勾留中の被告人につき無罪判決が宣告された場合，その判決宣告の時点で，被告人に対する勾留状はその効力を失う。

エ．殺人罪の訴因について無罪判決が確定した後，検察官が被告人の有罪を立証するに十分な新たな証拠が発見されたとして，再度，同事件の被告人を同一事実で起訴した場合，裁判所は，改めて審理し，有罪の判決をすることができる。

オ．告訴がないまま起訴された器物損壊事件において，公訴棄却の判決が確定した場合，検察官は，その後に被害者から告訴を得たとしても，再度，同事件の被告人を同一事実で起訴することはできない。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　エ　　４．ウ　オ　　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○

裁判の効力は，B には及ばない。

共謀の上で A が審理されているからどうかという議論。

B にも手続をしなければいけない。A には影響ない。

肢イ　○

再審の判決が確定しないと効力は失われない。

再審開始が決定しただけ，ひっくり返るのはおかしい。

肢ウ　○

無罪判決が宣告された場合に，勾留状は効力を失う。

勾留される理由がなくなるから。

肢エ　×

無罪判決確定後に有罪の証拠が見つかっても審理はできない。

一時不再理

肢オ　×

告訴は，親告罪の訴訟条件である。訴訟条件が欠ける場合は，手続が違法・無効だから，実体審理なく公訴棄却となる。その後，告訴を得て審理されると，被告人に不利益ではないのか。処罰ができない恐れあり。実体とは異なる。起訴できる。

予備　令４－１４

次のアからオまでの各記述のうち、司法警察員と検察官のいずれもがなし得るものとして、誤っているものの組合せは、後記１から５までのうちどれか。（解答欄は、［№20］）

ア．緊急逮捕後の逮捕状の請求

イ．被疑者の勾留の請求

ウ．第１回公判期日前の証人尋問の請求

エ．鑑定処分許可の請求

オ．捜索差押許可状の請求

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解３

肢ア　２１０条

緊急逮捕後の逮捕状請求は，司法警察員と検察官いずれもなしうる。

令状がない状態を直ちに修正する必要がある。通常逮捕と異なり，巡査でも令状請求できるから，当然，員でもできる。検察官も，逮捕権限ある以上，できることはわかる。

肢イ　２０５条

勾留請求，検察官のみ。勾留になると人権への制約が大きくなる。法律の専門家である検察官が，慎重に判断する必要がある。

肢ウ　２２６条

検察官のみ，裁面調書とるための手続。また，第三者を強制的に取調べする。

法律の専門家である検察官にのみ。

実際，公判のために証拠収集することが想定される。公判を追行する検察官に判断させるべき。

肢エ　２２５条２項

捜査の必要性から，鑑定が必要なことが考えられる。員も検察官も捜査機関である以上，両方できる。

実際に，鑑定が問題なる具定例を想定しても，両方できる必要性があるのがわかる。

強制採血の事例など。

肢オ

捜索差押許可状

両方できる。司法警察員も検察官も捜査機関。
目的達成するために，それぞれ権限がある。

重大な人権制約が伴う場合，捜査のために必要があっても，
検察官のみ。法律の専門家に慎重に判断させるべきである。

予備　令４－１５

勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記１から５までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、［№21］）

ア．裁判官は、検察官から勾留の請求を受けた被疑者について勾留の裁判をするに当たり、被疑者が逃亡した場合を除き、被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

イ．裁判官は、検察官から勾留期間の延長の請求を受けた被疑者について勾留期間の延長の裁判をするに当たり、被疑者が逃亡した場合を除き、被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

ウ．裁判官は、勾留されている被疑者がその被疑事実と同一の事実で公訴を提起された場合において、その勾留を継続する必要があると認めるときは、被告人が逃亡した場合を除き、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

エ．裁判所は、勾留されていない被告人について勾留の裁判をするに当たり、既に被告事件の審理の際に被告人から被告事件に関する陳述を聴いている場合には、改めて被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行う必要はない。

オ．裁判所は、勾留期間の更新の裁判をするに当たり、被告人が逃亡した場合を除き、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

１．ア　ウ２．ア　エ３．イ　エ４．イ　オ５．ウ　オ

正解　２

肢ア　○　２０７条１項，６１条

勾留質問，適正手続，告知，聴聞の機会を与える。被疑者勾留の最初の段階は慎重に聞く

肢イ　×　規則１５１条，１５２条

延長の際は，勾留質問を行う必要はなく，書面審理がなされる。

検察官の裁量尊重。

肢ウ　×

その勾留を継続する必要があると認めるときときは，被疑者勾留から，被告人に勾留に切り替わる。２０８条，６０条２項

その場合，一連の手続という手続で，最初に行われている以上，別途，勾留質問いらない。

肢エ　○　最決昭４１．１０．１９

陳述を聞いている場合，別途不要。

被告人勾留するためには，質問が原則。

しかし，陳述をすでに聞いている場合，再度手続をするのは迂遠。
不要となる。

肢オ　×

裁判所，勾留期間の更新は，手続不要。
一度，手続している。再度の手続は迂遠。

基本的には，新たな制約を行うときに，質問を行うと整理できるだろう。

予備　令４－１６

体液等の採取に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№22］）

ア．強制採尿のための捜索差押許可状には，強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件を記載することが望ましいが，かかる記載は不可欠ではない。

イ．身体を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には，強制採尿のための捜索差押許可状の効力として，採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる。

ウ．尿を任意に提出しない被疑者の体内からカテーテルを用いて強制的に尿を採取することは，被疑事件の重大性，嫌疑の存在，当該証拠の重要性とその取得の必要性，適当な代替手段の不存在等の事情に照らし，捜査上真にやむを得ないと認められる場合には，最終的手段として，適切な法律上の手続を経て行うことが許される。

エ．警察官が強盗殺人事件の捜査において，捜索差押許可状の発付を受けることなく，被疑者が不要物として公道上のゴミ集積所に排出したゴミ袋を領置することは，違法ではない。

オ．被疑者の唾液を採取する場合は，被疑者がこれを任意に提出することを承諾したとしても，唾液に含まれる口腔内細胞は遺伝情報を含むから，身体検査令状の発付を受けることなく，これを採取することはできない。

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解　２

肢ア　×　最決昭５５．１０．２３

条件の記載が必要。記載の有無は自由とも思えるが，指定がないと現場のものができることになりかねず，適正性を欠く恐れがある。

目的を達成するうえで，相手方の制約を必要最小限度にしなければならず，指定を明示しなければ，適正性が担保されない。そこで，記載は不可欠。

身体検査令状

肢イ　○　最決平６．９．１６〔刑訴百選２８第１０版〕

採尿は，被疑者を移動することまでは含まれない。別途，移動については勾引（５８条，１３５条）が必要では。不都合。毎回，勾引令状が必要になると手続が煩雑。迅速に捜査できる必要がある。そこで，強制採尿令状の必要な処分として，実行可能。令状の目的は，司法審査により不当な公権力の行使を防止するため。強制採尿の段階で，裁判官も必要性について予見できるので，そこも含めて審査がされている。あらたな，審査は不要。強制採尿令状で，連行もできる。

肢ウ　○

原則，任意でできるなら，そちらを取るべき。

強制的な手段はできる限りさけるべき。

肢エ　○　最判平２０．４．１５

２２１条

占有を放棄している。ただ，ごみ袋にいれている，他人にみられたいという意思はうかがえる。この点をどうとらえるか。

強制に至らない程度の制約，領置できる。

肢オ　×

任意捜査の範囲でできる。

強制捜査の定義，「個人の意思を制圧し，重要な人権を制約して，強制的に捜査目的を達成する手段」

相手方の同意がある以上，この定義からはずれることはわかる。

個人の意思は制圧していない。令状不要

予備　令４－１７

鑑定に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№23］）

ア．鑑定人には，鑑定をする前に，宣誓をさせなければならない。

イ．鑑定人は，鑑定について必要がある場合には，裁判所の許可を受けずに死体を解剖することができる。

ウ．裁判所は，被告人の心神に関する鑑定をさせるについて必要があるときは，期間を定め，被告人を病院に留置することができるが，その期間を延長することはできない。

エ．裁判所は，鑑定人に鑑定を命ずるに当たって行う尋問において，鑑定人が正当な理由がなく召喚に応じないときは，その鑑定人を勾引することができる。

オ．裁判所は，鑑定人に対し，鑑定の経過及び結果を口頭で報告させることができる。

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解　２

肢ア　○

虚偽、主張されると誤判の恐れある。虚偽鑑定。

鑑定人には，鑑定をする前に，宣誓をさせなければならない。宣誓に反し虚偽鑑定をした場合に虚偽鑑定罪（刑法１７１条，１６９条）の制裁を科すことによって，鑑定の真実性及び正確性を担保する。

前に言われることで，鑑定の正確性を担保する。

肢イ　×

死体を解剖，強制処分。勝手にやったら，死体損壊になってしまう。鑑定処分，鑑定許可状が必要

肢ウ　×

期間延長することはできる。延長できないと鑑定の目的は達成されない。

肢エ　×

鑑定人は勾引できない。証人と異なり，代替性はある。

肢オ　○　規則１２９条

鑑定人に対し，経過および結果を口頭で報告させることもできる

鑑定書もあるが，書面だけでわからないこともある。